

競技規則(諸規程集)変更に関して、



平成23年3月13日理事会にて承認、平成23年4月1日より施行します。

競技審判部

2010-2011 競技規則(諸規程集)変更点について

(現行諸規程集)	(変更諸規程集)
<p>競技規則 第1条第5項 ポストはシングルス、ダブルスの別を問わず、図Aのとおりダブルスのサイドライン上に設置する。ポストまたはその支持物はサイドラインを越えてコート内部まで延長しないこととする。</p>	<p>競技規則 第1条第5項 ポストはシングルス、ダブルスの別を問わず、図Aのとおりダブルスのサイドライン上に設置する。ポストまたはその支持物はサイドラインを越えてコート内部まで延長しないこととする。<u>(大会運営規程第2章第6条に述べられている第1種大会以外の大会では、マッチ(試合)に支障をきたさないことを条件に旧検定合格品のポストを使用しても良い)</u></p>
<p>審判用語</p>	<p>審判用語</p>
<p>3.51「(プレーヤー名)」<u>「ディスコリアイドフォーミスコンダクト」</u> 3.52「フォルト(失格)」</p>	<p>3.51「(プレーヤー名)」<u>「ディスコリアイドフォーミスコンダクト(失格)」</u> 3.52「<u>フォルト</u>」</p>
<p>大会運営規程</p>	<p>大会運営規程</p>
<p>1章 5条 6-1 ④ I G.本大会申込締切日時の 日本ランキング 男女単・複 8位以内</p>	<p>1章 5条 6-1 ④ I G.本大会申込締切日時の 日本ランキング 男女単・複・<u>混合複</u> 8位以内</p>
<p>④ II F.本大会申込締切日時の 日本ランキング 男女単・複 9位-16位</p>	<p>④ II F.本大会申込締切日時の 日本ランキング 男女単・複・<u>混合複</u> 9位-16位</p>
<p>⑤ 組合せ II. 男女単・複: その年の直前の日本ランキングの順位で1-16までシードする。なお、併せて現行の大会運営規程第5章第27条~第31条を適用する。 III. 混合複: 現行の大会運営規程第5章第27条~第31条を適用する。</p>	<p>⑤ 組合せ II. その年の直前の日本ランキングの順位で1-16までシードする。なお、併せて現行の大会運営規程第5章第27条<u>及び</u>第31条を適用する。</p>
	<p>第2章第6条 (追加)</p>

7条

前条記載の第1種年次大会の審判員は、公認審判員規程第1条第4項に規定されているように、大会に参加する出場競技者以外の第三者でなければならない。但し、下記(3)においては大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務めることを認める場合もある。

審判員の配置については以下の通りとする。

前条第1種年次大会22の内

- (1) 1. 20の大会は、主審、サービスジャッジ、線審4人以上の審判員構成とする。
- (2) 2. 4. 10. 15. 16. 21. 22の大会では、主審(必要と認められた場合にサービスジャッジ)、線審2人以上。準決勝より、主審、サービスジャッジ、線審4人以上の審判員構成とする。
- (3) 3の大会と残り全国7連盟主催の計12の第1種大会も本条(2)に準ずる。

公認審判員規程

第1条、第3項

審判員とは、競技役員長(レフェリー)、競技審判部長(デビュティールフェリー)、競技審判副部長、主審、サービスジャッジ及び線審の総称である。競技役員長(レフェリー)は、本会公認A級レフェリー、本会公認B級レフェリーの有資格者でなくてはならない。競技審判部長(デビュティールフェリー)は、本会1級公認審判員の資格者でなくてはならない。競技審判副部長、主審及びサービスジャッジは、本会2級以上の公認審判員の有資格者でなくてはならない。線審は、本会公認審判員の有資格者でなくてはならない。

23. 全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部

7条

前条記載の第1種年次大会の審判員は、公認審判員規程第1条第4項に規定されているように、大会に参加する出場競技者以外の第三者でなければならない。但し、下記(3)においては大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務めることを認める場合もある。

審判員の配置については以下の通りとする。

前条第1種年次大会**23**の内

- (1) 1. **19**. 20の大会は、主審、サービスジャッジ、線審4人以上の審判員構成とする。
- (2) 2. 4. 10. 15. 16. 21. 22の大会では、主審(必要と認められた場合にサービスジャッジ)、線審2人以上。準決勝より、主審、サービスジャッジ、線審4人以上の審判員構成とする。
- (3) **2**. 3の大会と残り全国7連盟主催の計12の第1種大会も本条(2)に準ずる。

公認審判員規程

第1条、第3項

審判員とは、競技役員長(レフェリー)、競技審判部長(デビュティールフェリー)、競技審判副部長、主審、サービスジャッジ及び線審の総称である。**本会の第1種大会の競技役員長(レフェリー)及び競技審判部長(デビュティールフェリー)**は、本会公認A級レフェリー、本会公認B級レフェリーの有資格者でなくてはならない。**第2種大会または第1種大会の地区予選会の競技役員長(レフェリー)及び競技審判部長(デビュティールフェリー)**は、本会1級公認審判員の**有**資格者でなくてはならない。競技審判副部長、主審及びサービスジャッジは、本会2級以上の公認審判員の有資格者でなくてはならない。線審は、本会公認審判員の有資格者でなくてはならない。